

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

令和5年(ネ)第292号 国家賠償請求控訴事件

控訴人 大江千東 外

被控訴人 国

証拠説明書 15

(甲A第792号証)

2024(令和6)年1月31日

東京高等裁判所第2民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人 弁護士 上 杉 崇 子
同 寺 原 真希子
他

号証 甲A	標目 (原本・写しの 別)	作成 年月日	作成 者	立 証 趣 旨
792	意見書 写し	2024(令 和6)年 1月24 日	安西 文雄	①婚姻の自由は、私的領域での人的結合の自由の側面と、婚姻制度へのアクセスの保障の側面を併有するものであり、後者の側面には、様々な権利義務(法的保護)の発生という有形の便益・利益と、当事者が法的に正当な結婚関係にあることを公的に認証するという無形の便益・利益があること(3頁)。 ②憲法が24条を設けたのは婚姻に特別な位置づけを保障したのであり、その根拠としては、現代社会においては、婚姻がパートナーとの人格的結びつきの安定化に資するという点が核心的意義をなすものであること(5頁)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

					<p>③平等の問題は、二重構造になっている。一つは、権利・利益の分配においてある者は優遇され、他の者は劣遇されるという「権利・利益の分配レベルの平等の問題」である。もう一つは、人種差別や民族差別のように、権利・利益の分配のレベルを超えて、マイノリティの社会における位置づけそのものの格下げにつながる害悪が認められる「地位のレベルの平等問題」であること(6頁)。</p> <p>④婚姻はその享有を認められなければ社会的に劣位の位置づけを押しつけられるという人の市民的地位に関わるものであること、現行法の婚姻の利用を拒まれているのは社会的マイノリティである同性愛者等であること等から、本件諸規定の憲法適合性の問題は平等の問題として検討しなければならず、特に「<u>地位のレベルの平等問題</u>」として捉えるべきであること(7頁)。</p> <p>⑤地位レベルの平等が侵害されているときに犠牲者はスティグマ(劣等の烙印の押しつけ)による深刻な害悪を被ること、本件では、婚姻はゲートウェイの権利・法的地位ということができ、これを否定されることで、あまたの権利利益の分配における劣遇と社会における地位の格下げが生じること(同上)。</p> <p>⑥憲法24条1項はその保障の範囲を法律上異性のカップルの婚姻に限定する趣旨ではない。憲法24条2項の立法裁量の上位にあってその裁量を枠づける憲法的価値として、13条関係では性的指向及び性自認を尊重した法的処遇を受けるべきことがあり、14条関係では婚姻がゲートウェイの権利・法的地位であるゆえにすべて人に等しく開かれたものという方向で考えるべきこと、及び社会的マイノリティである同性愛者等に対する劣遇であることを考慮すべきである。また、<u>婚姻の範囲</u>について、あり方によっては一部の性的指向の人々</p>
--	--	--	--	--	---

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

				<p>に婚姻を介しての人生設計を不可能にしてしまうことの性質上、<u>その立法裁量は狭い</u>といわざるを得ず、社会的または個人的に害悪があると確証される場合にのみ、それを婚姻として認めないことが許されるのである。法律上同性のカップルの婚姻には社会的ないし個人的害悪が存在しないことから、結論として、本件諸規定は憲法14条及び24条に反すること(9頁から12頁)。</p> <p>⑦仮に憲法24条1項の「両性」が限定的趣旨を持つものであることを前提にすると、法律上同性のカップルの婚姻は24条2項の「家族に関するその他の事項」に該当し、これについても立法裁量の上位にある憲法的価値は上記⑥と同様に当てはまる。そして法律上異性のカップルの婚姻と法律上同性のカップルの婚姻は、カップルの親密な生活の場である点で同等であること、生殖及び養育に場としても同等であることから、「家族に関するその他の事項」についての立法裁量上、双方に同等の処遇を与えなければならない。にもかかわらず本件諸規定は法律上同性のカップルの「<u>家族に関するその他の事項</u>」について何も対応しておらず、このような極端な格差は<u>立法裁量の逸脱濫用</u>になる。さらには、婚姻がゲートウェイの権利・法的地位であること、社会的マイノリティである同性愛者等に対する劣遇であることからすると、<u>同等の処遇とは、換言すれば法律上異性の婚姻に対する場合と同じく法律上の婚姻としての位置付けを与えること</u>でしかなく、結論として、本件諸規定は憲法14条及び24条に反すること(12頁～13頁)。</p> <p>⑧令和4年東京地裁判決は、24条1項の「両性」を限定的趣旨に解したうえで、同条項が限定的に解される以上、別途24条2項によって婚姻が義務づけられることはないとの前提に立っているが、前述した憲法制定の経緯に照らしても、24条1項の守備範囲が異性間に</p>
--	--	--	--	--

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】「結婚の自由をすべての人に」東京第一次訴訟控訴審(東京高裁)第3回期日(20240426)提出の書面です。

					限定的に解釈されるということと、憲法上の他の条項との関係で異性と同様の婚姻が義務づけられるか否かは別個の問題であり、判決のというような積極的に憲法の保障を制約する趣旨を読み込む解釈は適切ではないこと(13頁)。
--	--	--	--	--	---

以上